

Y. PATOLIS の各種手続き

Y-1. PATOLIS の申込・登録内容の変更

PATOLIS の申込、利用における各種登録内容の変更は、以下の手続きにより、必ず所定の申込書でパトリスまでご連絡ください。

なお、締切日が休日にあたる場合はその前日を締切日とし、変更日が休日にあたる場合はその翌日を変更日とします。

Y-1-1. PATOLIS を新規にまたは追加して申し込む場合

PATOLIS を新規に申し込む場合、追加して申し込む場合には、(株)パトリスまでお電話等でご連絡ください。申し込みに必要な用紙を郵送いたします。

Y-1-2. PATOLIS のパスワードを変更する場合

PATOLIS には、管理用のマスターパスワードと接続用のログオンパスワードの2種類のパスワードがあります。PATOLIS の利用開始時には、管理用、接続用ともに同一のパスワードを登録しています。

(1) マスターパスワード(管理用パスワード)を変更する場合

「マスターパスワード変更申込書」をコピーし、必要事項を記入のうえ、郵送でご連絡ください。
パスワードの安全管理のため、電話やファクシミリでのご連絡は受け付けておりません。

締切日：なし

変更日：随時（変更後、その旨をパスワード管理者にご連絡いたします。）

なお、マスターパスワードの変更をしても、ログオンパスワードが同時に変更されることはありませんのでご注意ください。

(2) ログオンパスワード(接続用パスワード)を変更する場合

ご利用者側で PATOLIS に接続して設定・変更を行ってください。
(Web の場合、「パスワード変更」メニューで設定します。
コマンドの場合、PASSWORD コマンドで設定します。)

Y-1-3. PATOLIS 利用場所・使用料金請求先等を変更する場合

利用場所、ご担当者等を変更する場合は、「PATOLIS 利用場所および使用料金請求先変更申込書」をコピーし、必要事項を記入のうえ、郵便またはファクシミリでご連絡ください。

〈利用場所〉 オフライン出力、公報オフライン出力送付先 (MAIN) PATOLIS ニュース送付先
(これらの送付先を別々に登録することはできません。)

締切日：毎週金曜日 変更日：随時(翌週金曜日までに変更)

〈納品先〉 納品書、使用料金内訳表 (※) 送付先

(これらの送付先を別々に登録することはできません。)

締切日：なし 変更日：随時

※使用料金内訳表は、原則としてご利用者側で PATOLIS に接続してダウンロードしていただきます。
郵送をご希望の場合は(株)パトリス パトリス部までご連絡ください。(納品先)宛に郵送させていただきます。

〈使用料金請求先〉 使用料金請求先

締切日：なし 変更日：随時

【注意】

- ・複数の会社が1つのUIDを共有することはできません。ある部門が分離独立するような場合は、会社ごとに利用の申し込みをしていただきますようお願いいたします。
- ・以下はご利用者側で PATOLIS に接続して設定・変更を行ってください。
 - オフライン出力、公報オフライン出力の出力先副住所
 - メール・ダウンロード出力の受信メールアドレス (メイン、サブとも)
 - (Web の場合、「出力先設定」メニューで設定します。
 - コマンドの場合、ADDRESS コマンドで設定します。)
- ・会社名、部署名および住所の各項目の登録文字数には制限があります。文字数が制限を超える場合は、略称等を用いて、制限内におさめてご記入ください。
 - 会社名：20文字以内
 - 文字数が制限を超える場合を除いては、正式な名称をご記入ください。
 - 法人の種類については(株)、(有)等となり、3文字扱いとなります。
 - 会社名の欄に、～支社、～工場、～事業所、～研究所等を含めることはできませんので、部署名欄にご記入ください。
 - 部署名：20文字以内
 - 住所：40文字以内

Y-1-4. PATOLIS 有料講習会の申し込みをする場合

PATOLIS の有料講習会の申し込みについては、「PATOLIS 有料講習会申込書」をコピーし、必要事項を記入のうえ、郵便またはファクシミリでご連絡ください。

お申し込みの受付は、先着順とさせていただきます、定員になりしだい締め切りますので、あらかじめご承知おきください。

開催日程等は下記でご確認ください。

・PATOLIS ニュース中の「PATOLIS 有料講習会のお知らせ」(開催日程)

・ホームページ

・PATOLIS に接続し、Web の場合は「お知らせ」メニュー、コマンドの場合は INFORMATION NEWS コマンド (開催月の前々月の25日前後より、開催日程と受付状況)

この用紙ではお申込いただけません。(株)パトリスまで申込書用紙をご請求ください。

PATOLIS 利用申込書

株式会社 パトリス 行

PATOLIS利用約定書に定める各条項を承認のうえ、
PATOLISを利用致したく、申し込みます。

申込年月日 平成 年 月 日

住 所 〒

会 社 名

印

代 表 者 名

印

(フリガナ) 会 社 名	見本		
(フリガナ) 部 署 名			
(フリガナ) 担 当 者 名		業 種	
(フリガナ) 住 所	(〒)		
電 話		F A X	

会社名は登記社名でご記入ください。

※ 下記の欄には、記入しないでください。

受 付	U I D設定	担 当 者	U I Dコード	備 考
年 月 日	年 月 日			利用緩和制限有 無

Y-1-3

(2004. 4)

マスターパスワード変更申込書

PATOLIS のマスターパスワード変更のお申し込みの際は、このページをコピーし、必要事項を記入のうえ、下記の住所にご郵送ください。なお、パスワードの安全管理のため、電話やファクシミリでの変更申し込みはお受けしておりませんのでご了承ください。

株式会社 パトリス
パトリス部 行

申込年月日 平成 年 月 日

(フリガナ)

会社名

(フリガナ)

部署名

(フリガナ)

パスワード管理者名

印

電話番号 ()

UIDコード									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※UIDコードは必ずご記入ください。

以下のとおり、マスターパスワード（管理用パスワード）の変更を申し込みます。

パスワードは1桁以上8桁以内の英数字となります。英文字を使用する場合は必ず大文字となります。

フリガナ									
旧パスワード									

 →

フリガナ									
新パスワード									

※旧パスワードが不明な場合は空白のままです。

[パスワードご記入の際の注意点]

- ・左詰めでご記入ください。
- ・フリガナは必ずご記入ください。

記入例 (正)

ジ	オ	オ	デ	ゼ	ロ	仔		
G	O	O	D	O	1			

(誤)

グ	ッ	ド		ㇿ	仔		
G	O	O	D	O	1		

※郵送先

〒135-0043 東京都江東区塩浜2-4-29 住友不動産木場ビル
株式会社 パトリス パトリス部PW担当 宛

Y-1-4

(2006.1)

PATOLIS利用場所および使用料金請求先変更申込書

申込年月日 平成 年 月 日

株式会社 パトリス行

会社名

部署名

※所定の欄に変更後の内容をご記入ください。

連絡者名

印

※お客様コード、またはUIDコードは必ずご記入ください。

電話番号

お客様コード

--	--	--	--	--	--	--	--

 -

--	--	--	--

<利用場所> オフライン、公報出力、PATOLISニュース送付先。

UIDコード			
会社名	(登録できるのは20文字までです。文字数が制限を越える場合を除いて正式な名称をご記入ください。)		
部署名	(登録できるのは20文字までです。)		
(フリガナ) 担当者名	①パスワード管理者	②実務担当者(①と異なる場合のみご記入ください。)	
住所	〒 ー		
TEL 番号		FAX 番号	

<納品先> 納品物・納品書および使用料金内訳表等送付先。

会社名	(登録できるのは20文字までです。文字数が制限を越える場合を除いて正式な名称をご記入ください。)		
部署名	(登録できるのは20文字までです。)		
(フリガナ) 担当者名		担当者名表示の有無(どちらかに○をおつけください。) ※指定がない場合は、郵送物に担当者名を表示させていただきます。 有 ・ 無	
住所	〒 ー		
TEL 番号		FAX 番号	

<使用料金請求先>

会社名	(登録できるのは20文字までです。文字数が制限を越える場合を除いて正式な名称をご記入ください。)		
部署名	(登録できるのは20文字までです。)		
(フリガナ) 担当者名		担当者名表示の有無(どちらかに○をおつけください。) ※指定がない場合は、郵送物に担当者名を表示させていただきます。 有 ・ 無	
住所	〒 ー		
TEL 番号		FAX 番号	

<備考> 変更時期などご希望があればご記入ください。(例:平成14年5月利用分〜等)

--

【申込先】 〒135-0043 東京都江東区塩浜2-4-29 住友不動産木場ビル
株式会社 パトリス パトリス部 宛 FAX:03-5690-3444

Y-1-5
(2006.1)

PATOLIS 有料講習会申込書

お申し込みの受け付けは、先着順とさせていただきますので、ファクシミリでのお申し込みをお勧めいたします。郵送でも受け付けております。尚、電話でのお申し込みは受け付けておりません。お申し込み前に、弊社ホームページで受け付け状況をご確認ください。受け付け後、受講票をお送りいたします。希望コースが満員のため、お申し込みをお受けできない場合は、担当よりご連絡いたします。

株式会社 パ ト リ ス
パトリス部 行

出席希望講習会

操作 (1) コース	参加希望コース テキスト購入 ※ 会 場 参加希望日	<input type="checkbox"/> Web 操作 (1) <input type="checkbox"/> 購入する <input type="checkbox"/> 東京 _____ 月 _____ 日 _____ 曜日	<input type="checkbox"/> コマンド操作 (1) <input type="checkbox"/> 購入しない <input type="checkbox"/> 大阪
操作 (2) コース	参加希望コース テキスト購入 ※ 会 場 参加希望日	<input type="checkbox"/> Web 操作 (2) <input type="checkbox"/> 購入する <input type="checkbox"/> 東京 _____ 月 _____ 日 _____ 曜日	<input type="checkbox"/> コマンド操作 (2) <input type="checkbox"/> 購入しない <input type="checkbox"/> 大阪
操作以外のコース	参加希望コース _____ コース 会 場 参加希望日	<input type="checkbox"/> 東京 <input type="checkbox"/> 大阪 _____ 月 _____ 日 _____ 曜日	_____ コース <input type="checkbox"/> 東京 <input type="checkbox"/> 大阪 _____ 月 _____ 日 _____ 曜日

※ Web 操作 (1)・Web 操作 (2) コースは『PATOLIS-IVガイドブック PATOLIS-Web』**3版**、
コマンド操作 (1)・コマンド操作 (2) コースは『PATOLIS-IVガイドブック PATOLIS-C/W・C/T』**2版**を
使用しますので、お持ちでない方は 購入する をお選びください。

UIDコード									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申し込み年月日
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

UIDコードは必ずご記入ください。

(フリガナ) 会社名	
(フリガナ) 部署名	
(フリガナ) ご出席者名	
(フリガナ) 所在地 電話・FAX	〒 TEL () : FAX ()
お客様コード	_____ — _____ (受講料は、お客様コードからのお支払いとなりますので、必ずご記入ください。)

《申込先》 〒135-0043 東京都江東区塩浜2-4-29 住友不動産木場ビル
株式会社 パトリス パトリス部 宛 FAX 03-5690-3444

Y-1-6
(2006.1)

Y-2. 長期ダウンロード

ここでご案内する「長期ダウンロード」は、PATOLIS データを電子計算機可読記録の方法で長期的に利用する場合のダウンロードです。

具体的には、端末機の通信ソフト等の機能を用いて、LIST コマンドにより画面表示されたデータを、通信ログ等のファイルに保存し、それを利用します（ログファイル作成の機能は、PATOLIS 側では用意しておりません。）

ダウンロードしたデータは、利用件数・保存期間等の制限はなく、長期保存、複製または編集・加工して利用することができます。

(1) PATOLIS のデータの利用について

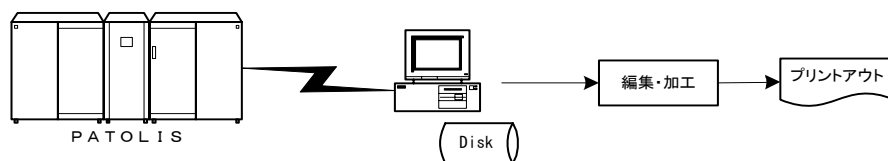
PATOLIS のデータベースは(株)パトリスがフォーマットの決定、データの整備、抄録文の作成、フリーキーワード・固定キーワード等の各種検索キーの付与等の多大な経費と労力を払って作成したものです。

(株)パトリスでは、これらのデータベースについて、著作権法上のデータベースの著作権（著作権法第12条の2）としての保護を受けているものと考えています。

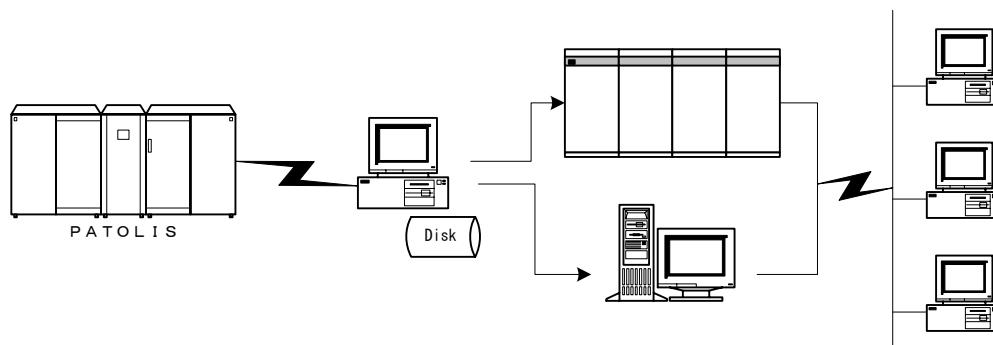
従いまして、(株)パトリスの承諾なしに、決められた範囲を超えて PATOLIS データを利用することはできませんので、ご注意ください。

(2) 「長期ダウンロード」の主な利用形態

- 1) 単体利用・・・LIST コマンドによりダウンロードして保存したデータを同一端末機にて利用する。



- 2) ネットワーク利用・・・LIST コマンドによりダウンロードして保存したデータまたは複製したデータを、社内ネットワーク等を介して複数装置で利用する。



(3) 「長期ダウンロード」の利用条件

- 1) 「PATOLIS データの電子計算機可読記録の方法による長期的利用に関する約定」(長期ダウンロード用の約定)のもとで利用していただきます。
 - 2) 保存データは、利用者の調査研究の目的にのみ利用できます。第三者に利用させることはできません。ただし、ネットワーク利用を行なう場合、出資比率50%を超える関連会社に限り、PATOLIS のデータを利用させることができます。
 - 3) 代行検索登録のご利用においても、保存データをそのまま第三者へ提供することはできません。ただし、保存データを利用して作成した調査報告書等の第三者提供は可能です。
 - 4) 利用状況(実績・利用形態)を、月毎にとりまとめて届け出ていただきます。
 - 5) ネットワーク利用で関連会社利用を行なう場合は、予め届け出ていただきます。(条件は別項に記載)
 - 6) 保存データを、複製または編集・加工して利用することができます。
 - 7) 利用形態に応じたダウンロード利用料金をご請求いたします。
 - 8) 保存データの内容改変はできません。
 - 9) 保存件数・期間等の制限はありません。
 - 10) 長期保存したデータの同一端末機による利用が可能です。(単体利用)
- ※特許・実用新案・意匠・商標それぞれにおいて同時に 30,000 件以内、90 日以内の範囲で保存して利用する場合は、標準的な利用としてご利用いただけます。「長期ダウンロード」には該当いたしません。

(4) 「長期ダウンロード」サービスの利用手順

「長期ダウンロード」サービスの利用手順は、次の通りです。

- 1) 通信ソフト等の機能を用いて、予めハードディスクまたはフロッピーディスク等にログファイルを作成しておき、出力機能またはLISTコマンドにより出力したデータを、そのままログファイルに収録します。(通信ソフトにより、ログファイルの作成方法は様々です。操作方法については通信ソフトの説明をお読みください)。
- 2) ログファイルに収録したデータを、編集・加工して利用します。利用の範囲・条件等については、「PATOLIS データの電子計算機可読記録の方法による長期利用に関する約定」の内容を遵守していただきます。
- 3) 所定の「長期ダウンロードサービスの利用状況通知書」を用いて、利用状況(実績・利用形態)を月毎に取りまとめ、届け出ていただきます。
- 4) ネットワーク利用の場合で、端末が関連会社に接続されている場合は、予め「長期ダウンロードサービスの関連会社利用に関する通知書」に必要事項を記入のうえ、届け出ていただきます。
- 5) 既に通知したダウンロードデータの利用形態に変更が生じた場合には、「長期ダウンロードサービスの利用形態変更通知書」を用いて通知していただきます。

(5) 「長期ダウンロード」の利用料金

- 1) ダウンロード料金
 - ・単体利用・・・・・・・・・・オンライン回答出力料金と同額分
 - ・ネットワーク利用・・・・・・・・・・オンライン回答出力料金の2倍分※検索料金+回答出力料金に、上記ダウンロード利用料金が追加されます。
- 2) 関連会社利用の場合(上記1)のネットワーク利用料金に、次の料金が追加されます。)
 - ・利用会社に対する資本出資率が100%の場合
(オンライン回答出力料金の2倍分)×0.1/社)
 - ・利用会社に対する資本出資率が50%超100%未満の場合
(オンライン回答出力料金の2倍)×0.2/社)

Y-2-2

(2003. 11)

利用事例	利用料金	
	検索料金	回答出力料金計
1 ・特許ファイルで番号からの検索 ・2 件をP005 様式でダウンロード出力 ・単体利用	35 円/個	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン回答出力 85 円/件×2 件=170 円 ・長期ダウンロード料金 70 円/件×2 件= 140 円
2 ・商標ファイルで出願人検索 ・200 件を M002 様式でダウンロード出力 ・社内ネットワーク利用	45 円/個	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン回答出力 25 円/件×200 件=5,000 円 ・長期ダウンロード料金 10 円/件×200 件×2= 4,000 円
3 ・特許ファイルで IPC 検索 ・回答全件 500 件をフリーフォーマット(出願番号、出願人、発明の名称、IPC 分類指定でダウンロード出力 ・社内ネットワーク利用(但し、ネットワークに関連会社 2 社(出資・比率 100%1 社、75%1 社)が接続)	45 円/個	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン回答出力 (15+1+5+5+5) / 件 × 500 件 = 15,500 円 ・長期ダウンロード料金 (1+5+5+5) 円 / 件 × 500 件 × 2 × (1+0.1+0.2) = 20,800 円

【注】オンライン出力の固定様式の出力料金には、1 件 15 円の出力基本料金が含まれています。長期ダウンロード料金は、その出力基本料金を除いて算出いたします。

(6) 各種通知書記入のしかた

- 1) 「長期ダウンロードサービスの利用状況通知書」について
 - ・ユーザー ID、会社名、部署名、担当者名、電話番号をもれなくご記入ください。
 - ・利用対象月欄には、当該通知書の対象となる利用月をご記入ください。
 - ・利用状況欄には、対象となる利用日付、ダウンロードした出力様式(フリーフォーマット出力の場合には出力項目)、件数、利用種別および関連会社利用の有無を必ずご記入ください。書ききれない場合は別紙をご用意ください。
 - ・各利用セッションの利用料金リスト(LOGOFF時のもの)を添付してください。
 - ・通知書は、ファクシミリまたは郵送で株式会社パトリスにお送りください。

- 2) 「長期ダウンロードサービスの関連会社利用に関する通知書」について
 - ・ユーザー ID、会社名、部署名、担当者名、電話番号をもれなくご記入ください。
 - ・ネットワーク利用の場合で、端末が関連会社に接続されている場合にご通知ください。
 - ・本通知以降は、当該ユーザー ID によるネットワーク利用は全て、通知した関連会社の利用を伴うものとします。
 - ・利用をやめる場合には、あらためて同通知書にて、利用を中止する関連会社名をご通知(会社名の右欄の「削」に○印)ください。
 - ・通知書は、ファクシミリまたは郵送で株式会社パトリスにお送りください。

- 3) 「長期ダウンロードサービスの利用形態変更通知書」について
 - ・ユーザー ID、会社名、部署名、担当者名、電話番号をもれなくご記入ください。
 - ・既に通知したダウンロードデータの利用形態を変更する場合にご通知ください(利用形態の変更に伴い、既に通知したダウンロード利用料金に差が生じる場合は、その差額を請求いたします)。
 - ・通知書は、ファクシミリまたは郵送で株式会社パトリスにお送りください。

〔適用〕

第1条 本約定は、株式会社パトリスが別途利用者との間で取り交わしている PATOLIS 利用契約または約定（以下「PATOLIS 利用約定」といいます。）に付随する約定として、PATOLIS データの電子計算機可読記録の方法による長期的利用（以下「長期ダウンロード」といいます。）に関し、適用するものとします。

〔利用形態および申込等〕

第2条 本約定で適用する長期ダウンロードの利用形態は、次の各号とします。

- ① PATOLIS の出力機能またはLISTコマンドによって出力した回答を保存したデータ（以下「保存データ」といいます。）の同一端末機での利用（以下「単体利用」といいます。）。
 - ② PATOLIS の保存データおよびこれを電子計算機可読記録の方法により複製したもの（以下「複製データ」といいます。）の、複数の電子計算機等（以下「複数措置」といいます。）を回線等で接続したネットワークによる社内における利用または社内における複数措置による利用（以下「社内複数利用」といいます。）
 - ③ 社内複数利用であって、資本金比率で 50%を超える出資関係にある親会社または子会社（以下「関連会社」といいます。）に範囲を拡大した利用（以下「関連会社複数利用」といいます。）
2. 前項第 3 号の利用を行うとする者は、所定の書面により、保存データを利用する関連会社の名称および関係等を記載して、あらかじめ株式会社パトリスに届け出なければならぬものとします。
3. 前項の届出内容に変更が生じた場合は、すみやかに書面により株式会社パトリスに通知するものとします。

〔利用条件〕

第3条 長期ダウンロード利用者および関連会社複数利用の場合の関連会社は、保存データを当該利用者の調査研究の目的のみに利用できるものとし、関連会社を除き、第三者に利用させてはならないものとします。

2. 長期ダウンロード利用者は、保存データを加工、編集して利用することができるものとします。ただし、保存データを改変してはならないものとします。
3. 長期ダウンロード利用者は、所定の書面により、保存データの利用状況と第2条第 1 項各号に定める利用形態等を記載して、月毎に株式会社パトリスに通知しなければならないものとします。
4. 単体利用の場合は、次の各号の定めに従い、利用できるものとします。
 - ① 保存データを、保存を行った端末機でのみ利用できるものとし、他の電子計算機等の機器で利用しないこと。
 - ② 保存データの、複製による利用および複数装置による利用を行わないこと。
5. 関連会社複数利用を行う長期ダウンロード利用者は、利用を行う関連会社に対し、PATOLIS 利用約定および本約定の定めを遵守させるものとします。

〔ダウンロード利用料金〕

第4条 長期ダウンロード利用者は、PATOLIS 利用約定に定める利用料金の他に、第2条第1項の利用形態および関連会社複数利用における関連会社数等に応じて定める各種料金（以下「ダウンロード利用料金」といいます。）を別に支払うものとします。

2. ダウンロード利用料金は、別に定めるものとし、その変更は、30 日前の通知により行うことができるものとします。
3. 株式会社パトリスは、ダウンロード利用料金を月毎に集計して請求するものとし、長期ダウンロード利用者は PATOLIS 利用約定の支払い条件に基づき、支払うものとします。

〔利用形態等の変更に伴う利用料金〕

第5条 ダウンロード利用料金は、第 2 条第 1 項の利用形態の変更および関連会社複数利用における関連会社数等の変更により、ダウンロード利用料金が増加される場合、その変更がすでに保有する保存データに及ぶときは、その差額を株式会社パトリスに支払うものとします。

2. 前項による利用形態の変更に伴う利用範囲の縮小等により、ダウンロード利用料金が減少する場合、株式会社パトリスはすでに支払われた利用料金を返還しないものとします。

〔仕様等の変更〕

第6条 PATOLIS の内容等の変更により、長期ダウンロードによる利用に重大な影響があると株式会社パトリスは判断したときは、30 日前の書面により、その変更を長期ダウンロード利用者へ通知するものとします。

〔保存データの瑕疵〕

第7条 株式会社パトリスは、保存データの瑕疵または保存データの利用によって長期ダウンロード利用者および関連会社が被ったいかなる損害についても、一切その責を負わないものとします。

〔立入り〕

第8条 株式会社パトリスは、長期ダウンロード利用者および関連会社における利用状況の調査のため、その利用場所に立ち入ることができるものとします。

〔約定の発効〕

第9条 本約定は、利用者が本約定を承認の上、長期ダウンロードを実施したときから発効することとし、終期は特に定めのないものとします。

〔事情の変更〕

第10条 事情の変更等により、本約定に定める事項を改定する必要があるが生じた場合は、株式会社パトリスは、30 日前の長期ダウンロード利用者への書面による通知により、本約定を改定することができるものとします。

〔違反による解除〕

第11条 長期ダウンロード利用者および関連会社が本約定に定める条項に違反した場合は、株式会社パトリスは、何等の通知、催告なくして即時、PATOLIS 利用約定を解除し、当該パスワードの登録を取り消すことができることとします。

2. 前項の違反により、PATOLIS 利用約定が解除されたとき、長期ダウンロード利用者は、自らまたは関連会社が保存データを保有しているときは、これを全て消去するとともに、利用料金に未払いがある場合は、すみやかに支払い、株式会社パトリスが被った損害について、賠償の責を負うものとします。

〔解約〕

第12条 本約定は、PATOLIS 利用約定が解約されたときに同時に効力を失うものとします。

〔疑義〕

第13条 本約定に定めなき事項または本約定の各条文の解釈に関する疑義については、協議のうえ解決するものとします。

以上

ユーザーID

--	--	--	--	--	--

住 所

会 社 名

部 署 名

担 当 者 名

電 話 番 号

長期ダウンロードの利用状況通知書

「PATOLISの電子計算機可読記録の方法による長期的利用に関する約定」第2条第2項に基づき、長期ダウンロードの利用状況について下記のとおり通知します。

記

1. 利用対象月 : 平成 年 月 利用分

1. 利用状況

太枠内に必要事項をご記入下さい。

	日付	出力様式 または フリーフォーマット項目名	件数	利用種別	関連会社 利用の有無	パトリス 記入欄
例	5/13	P005 様式	85	単体・ネットワーク	有・無	
1				単体・ネットワーク	有・無	
2				単体・ネットワーク	有・無	
3				単体・ネットワーク	有・無	
4				単体・ネットワーク	有・無	
5				単体・ネットワーク	有・無	
6				単体・ネットワーク	有・無	
7				単体・ネットワーク	有・無	
8				単体・ネットワーク	有・無	
9				単体・ネットワーク	有・無	
10				単体・ネットワーク	有・無	

※ 当該セッションの利用料金リスト (LOGOFF 時の料金表示) を添付してください。

受付	処理	承認

Y-2-5

(2003. 11)

ユーザーID

--	--	--	--	--	--

住 所

会 社 名

部 署 名

担 当 者 名

電 話 番 号

長期ダウンロードの関連会社利用に関する通知書

「PATOLISデータの電子計算機可読記録の方法による長期的利用に関する約定」第2条第3項に基づき、長期ダウンロードを利用する関連会社を下記のとおり通知します。

通知以降、当該ユーザーIDによるネットワーク利用は全て、本通知に基づく利用とします。

記

2. ダウンロードしたデータを利用する関連会社

1	会社名	新・削
	住所	
	出資比率 出資 ・ 被出資 %	
2	会社名	新・削
	住所	
	出資比率 出資 ・ 被出資 _____%	
3	会社名	新・削
	住所	
	出資比率 出資 ・ 被出資 %	
4	会社名	新・削
	住所	
	出資比率 出資 ・ 被出資 %	
5	会社名	新・削
	住所	
	出資比率 出資 ・ 被出資 %	

※ 出資比率50%以下の会社では利用できませんので、ご注意ください。

書ききれない場合は本誌をコピーして記入し、添付してください。

受 付	処 理	承 認

Y-2-6
(2003.11)

ユーザーID

--	--	--	--	--	--	--

住 所

会 社 名

部 署 名

担 当 者 名

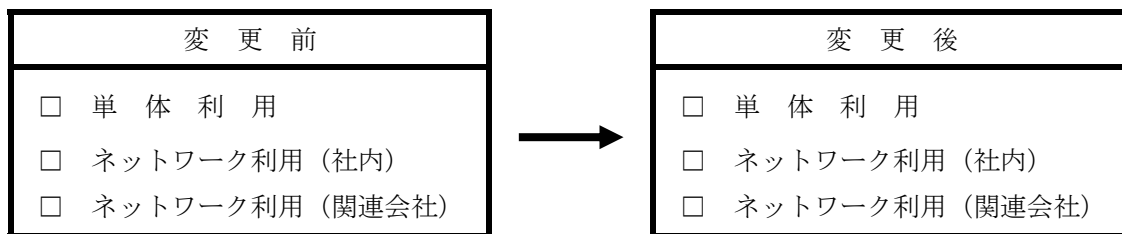
電 話 番 号

長期ダウンロードの利用形態変更通知書

PATOLISデータの電子計算機可読記録の方法による長期的利用に関する約定第2条第4項に基づき、長期ダウンロードの利用形態の変更を下記のとおり通知します。

記

1. 利用形態の変更



過去にダウンロードしたデータの利用範囲を拡大する場合は、利用範囲拡大の対象とするデータの内容をご記入ください。

太枠内に必要事項をご記入下さい。

	年月日	出力様式 または フリーフォーマット項目名	件数	ダウンロード時の 利用種別	パトリス 記入欄
1				単体・ネットワーク	
2				単体・ネットワーク	
3				単体・ネットワーク	
4				単体・ネットワーク	
5				単体・ネットワーク	
6				単体・ネットワーク	
7				単体・ネットワーク	
8				単体・ネットワーク	

※ 利用形態の変更後に関連会社利用を行う場合には、本通知と同時に「長期ダウンロードの関連会社利用に関する通知書」により、データを利用する関連会社をご通知ください。

受 付	処 理	承 認

(空白頁)

Y-2-8

(2003. 11)